

。 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和元年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

。 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（規則七 一）の一部を次のように改める

第十五条の見出し中「臨時的に任用される職員及び」を削り、同条中「臨時的に任用される職員の勤務時間は、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内において、「及び」の四分の三」を削り、同条に次の一項を加える。

2 非常勤職員の休暇等は、常勤職員に適用される休暇等の種類及び期間の範囲内において、任命権者が定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。